

みんなでささえる 国保会計



～無料で受けられる「特定健診」を毎年受診しましょう～

本年度の集団健診は残り2回となりました。まだ受診していない場合は、10月の集団健診を受診していただくか、医療機関などでの個別健診(人間ドックを含む)の受診をお願いします。ただし、特定健診を取り扱う医療機関は限られていますので、詳しくは国保係までお問い合わせください。

■**対象者** 40歳から74歳までで黒潮町国保に加入している方
(妊産婦・長期入院などの場合を除く)

■**受診期間** 令和3年3月31日まで(令和3年4月1日からは次年度になります)

■受診場所(集団健診)

日にち	場 所	受付時間
10月9日(金)	土佐西南大規模公園体育館	午前 8時30分～9時30分 午後 1時～1時30分
10月24日(土)	三浦小学校体育館 旧馬荷小学校体育館	午前 8時30分～10時 午後 1時30分～2時30分

※今回実施を予定している特定健診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、急遽中止になる場合があります。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※個別健診は「特定健診を取り扱う医療機関」または「人間ドック実施機関」で受診できます。

■**受診に必要なもの** ①保険証 ②特定健診受診券 ③問診票
※特定健診受診券と問診票は、該当の方には既に発送しています。
※紛失の場合は再発行しますので国保係までご連絡ください。

■個人負担金

無料(人間ドックの差額は自己負担)。ただし、年度中に2回以上受診した場合は、2回目以降は個人負担(実費)となりますので注意してください。

ご自身の健康状態を知るためにも年に1回の特定健診を必ず受診しましょう

～11月・12月の医療費(領収書)について～

所得税の確定申告について、医療費控除の適用を受ける場合に、必要な提出書類の簡略化が図られています。これにより、「医療費通知」を確定申告書に添付すると、「医療費控除の明細書」の記載が不要となります。(医療費控除できるのは、前年1月から12月までに実際に支払った医療費に限られます。)

確定申告開始前に届く「医療費通知」には10月の医療費までしか記載されていませんので、11月・12月の医療費については、領収書をもとに「医療費控除の明細書」を別途記入して、医療費控除を受けることになります。

医療費控除の適用を受けるために、11月・12月の医療費の領収書は大切に保管しておきましょう。

～新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について～

令和2年1月1日から令和2年9月30日までとなっていた適用期間が、令和2年12月31までに延長となりました。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112